

研究における代替性のない上流技術特許の 円滑な活用についての一考察

バイオテクノロジー委員会
第 1 小委員会*

抄 録 企業や大学で行われる研究活動における、遺伝子特許などのいわゆる代替性のない上流技術特許の円滑な利用については、『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』においても検討されている。研究活動を行うことによる結果としての医薬品開発等の産業発達や公共の福祉への貢献が阻害されないためには、これら上流技術特許の円滑な利用が望まれる。そこで、これらの問題点解決のためのさまざまな方策の検討を行った。いずれにしても、基礎研究が特許により阻害されない新たな制度が必要であるのではないだろうか。

目 次

1. はじめに
2. 代替性のない上流技術
 - 2.1 代替性のない上流技術とは
 - 2.2 創薬プロセスと問題点
3. 具体的な検討例
 - 3.1 現行特許制度下で実施可能な方法の検討
 - 3.2 法的強制力を有する制度の検討—現行制度の改正若しくは新設の検討
4. 考 察
5. 研究段階における他人の特許発明使用の必要性
6. ま と め

1. はじめに

企業及び大学の研究における特許発明の実施のうち、特許法第69条第1項の「試験又は研究」に該当するものは一部の試験のみである¹⁾。また、大学での特許発明の実施も、「業」としての特許の実施と考えられる。日本において、既に、浜松医大での研究における特許発明の実施が、特許侵害であるとして提訴された事例²⁾がある。平成16年4月からの大学の独立行政法人化後は、大学が特許侵害として提訴される可能性は今ま

で以上に高くなると思われる。実際、産業構造審議会の知的財産政策部会特許制度小委員会第7回特許戦略計画関連問題ワーキンググループ（以下、産構審特許制度委員会WG）での「試験又は研究」の例外についての議論では、『大学等における実施も「業として」に当たることを明確化し、特許発明それ自体を対象とした「試験又は研究」を除き、他者の権利を無断で実施すれば権利侵害に当たることを大学関係者にも認識してもらうことが必要。』とされている³⁾。なお、米国では、大学での研究が特許侵害とされた判決もある⁴⁾。

しかし、特許法の法目的⁵⁾から考えると、常に特許侵害を心配しながら研究を行わなくてはならないという状況は、あまり好ましいことではないと思われる。特に、実質上代替性のない上流技術⁶⁾について特許取得され、特許権者に独占権を行使された結果実施不可能となった場合、その弊害が大きいことが予想され、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」⁷⁾（以

* 2003年度 The First Subcommittee,
Biotechnology Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

下、推進計画)においても、『汎用性が高いあるいは実質上代替性の低い上流技術(ライフサイエンス分野の遺伝子関連技術, リサーチツール等)に関する知的財産の円滑な利用を促進するため, 特許法(試験・研究の例外規定や裁定実施権等)による対応の可能性, さらにはライセンス契約の円滑化の方策といった点についての調査研究を含めた検討を, 企業等からの具体的なニーズや国際的な議論を踏まえて2003年度に実施する。』⁸⁾旨記載されている。このような特許発明について, 研究活動における第三者の実施が妨げられると, 特許法の目的である産業の発達, 及び, 上記の知的財産基本法にも留意することが定められている公共の利益の確保⁹⁾の観点から, 問題であると考えられる。

我々, 2003年度バイオテクノロジー委員会第1小委員会の, 大久保和生(旭硝子), 新中幸一(花王), 貴志文昭(キリンビール), 中筋公吉(第一製薬), 中村敏夫(田辺製薬), 橋本大輔(中外製薬), 竹田英樹(藤沢薬品工業), 矢野恵美子(山之内製薬), 橋詰拓明(和光純薬工業), 川畑早苗(日本たばこ産業)は, 研究における「実質上代替性のない上流技術」の速やかな実施を実現させるためにはどのような方法が考えられるのかについて検討を行った。

2. 代替性のない上流技術

2.1 代替性のない上流技術とは

本論文においては, 「代替性のない上流技術」は, 主に医薬品開発研究においてリサーチツールとして使用する創薬ターゲット分子, 及びこれを用いる医薬品候補スクリーニング方法を取り上げる。

ゲノム配列解析やゲノム機能解析の進展に伴いゲノム創薬技術が一般化し, 医薬品開発においては, 従来からの開発手法であるよく知られた疾患モデル動物や生体組織や公知の細胞を用

いたスクリーニング, いわゆるブラックボックススクリーニングから, より生体内でメカニズムに基づいたアプローチ, つまり病態と関連する遺伝子や遺伝子産物である酵素, 受容体等のポリペプチド(蛋白質)等の創薬ターゲット分子を用いて医薬品候補をスクリーニングするという手法が主となってきている。現実の一つの研究開発型製薬企業においては, 数十から百程度の創薬ターゲット分子を用いて同時にスクリーニングが行われているが, このなかで, 臨床試験まで進む医薬品候補が見つかる創薬ターゲット分子は, 数個である。

ここでいう創薬ターゲット分子とは, ヒトゲノム上に存在すると言われている約3万個もの膨大な数の遺伝子(分子), これら遺伝子から発現するポリペプチドの中から, その機能, 疾患・病態との関連付けや対象疾患への適用可能性を評価されて選ばれる「創薬ターゲットの候補となる分子」をいう。

2.2 創薬プロセスと問題点

従来, 研究開発型製薬企業では最終製品ではないスクリーニング工程に関する技術は, 特許を取得したとしてもその性格上権利行使が困難であることや従来型のスクリーニング方法は迂回技術が通常存在すること等により, ノウハウとすることが多く, 積極的な特許出願は行われてこなかった。しかし, 遺伝子関連の研究は, ヒト遺伝子の唯一無二性により迂回が困難なこと, それ自体を主たる業務とし医薬品開発を行わない, 海外ベンチャーが中心に進められたこともあり, スクリーニングに用いる遺伝子等については積極的に特許出願されてきた。これに伴い, 研究開発型製薬企業も防衛的観点からも特許出願を行っている。その結果, 近年多数の創薬ターゲット分子である遺伝子, ポリペプチド及びそれらを用いたスクリーニング方法(以下, 創薬ターゲット分子等)に関する特許が成

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

立している。

創薬ターゲット分子は体内に存在している、人類に共通の遺伝子やポリペプチドであるため、他の生物の遺伝子やポリペプチドで代替することはできない。そのため、医薬品候補のスクリーニングにおいて、第三者が特許を取得している創薬ターゲット分子等を使用する必要があるケースが増加している。しかし、基礎研究である初期スクリーニングは毎年数十から百近くも立ち上げる必要があり、それらすべてについての特許調査、ライセンス交渉は事実上困難である上、必ずしも速やかに創薬ターゲット分子等に関する特許の実施許諾を得られるとは限らない。即ち、創薬ターゲット分子等に関する特許権者が実施許諾を拒絶する、又は当該拒絶に匹敵するような不当に高額な実施許諾料を要求することにより、人の生命にかかわる医薬品開発が実施できなくなったり(排他権行使)、創薬ターゲット分子等を用いた研究開始のために長期の事前交渉が必要となるという事態が生じており、場合によっては上記の特許権者側の行為自体が不公正な取引方法(その他の取引拒絶)に該当する可能性すらある。これは、産業の発達という特許法本来の法目的や新たな医薬品を提供するという公共の福祉の面(医薬品の特殊性)から考えると大きな問題であると考えられる。

2004年3月の産構審特許制度委員会WGにおいて議論されているとおり、医薬品開発研究において使用する創薬ターゲット分子等に関する特許の円滑な利用促進を図ることは非常に重要になっている。

3. 具体的な検討例

研究における「実質上代替性のない上流技術」の速やかな実施を実現させるための新制度の検討を行うにあたっては、創薬ターゲット分子特許を例とし、特許権者により上流技術の実施は妨げられないが、ある条件で特許権者に特許発

明の実施に対して対価を支払う必要があるということをも前提とした。ある条件とは、特許発明の実施内容に応じた対価や研究の結果開発された製品(例えば医薬品)販売額に応じた対価、それらを組み合わせた対価など、様々な条件が考えられる。

3. 1 現行特許制度下で実施可能な方法の検討

現行特許制度下では、他人の特許権の権限なき実施は基本的に侵害行為であり、実施の差し止めの対象となる。まず、このような制度下で、創薬ターゲット分子を用いた医薬品候補スクリーニングの実施を可能とし得る方法としてどのようなものが考えられるかを検討した。

(1) ライセンス機構の設立

ライセンス機構とは、創薬ターゲット分子の特許権者とのライセンス交渉を代行する機構を想定している。この機構は、特許権者ではなくとも参加できるという点でパテントプール機構と異なっている。

例えば業界団体、企業、独立行政法人、私学、研究所、又はベンチャー企業などが機構に資金参加し、その資金を基に、機構職員、契約弁理士若しくは弁護士の交渉により、機構が特許権者と一括の非独占的通常実施権許諾契約を結び、機構参加者にサブライセンスを与える、という形態で創薬ターゲット分子特許の円滑な実施を図るという考え方である。なお、ライセンス交渉に要する費用は機構が負担する。

1) 実施料について

実施料については、以下のような考え方がある。

- a) 機構が一括の契約を結んだときに予めサブライセンス料を設定しておくという考え方。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

この場合に問題となるのは、どのようにしてサブライセンス料を設定するかということであろう。第三者機関に調停や裁定を依頼することやガイドライン作成（詳細後述）等を検討すべきかもしれない。

b) サブライセンスを受けた機構参加者（実施者）が見出した情報（リード化合物に関する情報）を特許権者にフィードバックすることを実施料の代わりとする。なお、これは、通常見出されたリード化合物をそのまま薬とすることは希であり、それを誘導体化する等の検討（最適化検討）が行われた後に商品となるケースが多いことを勘案したものである。

メリット：実施料不要。特許権者が製薬企業である場合、実施料支払いでの交渉よりもライセンスを受けやすくなる可能性あり。

デメリット：特許権者が遺伝子研究を行うが医薬品開発は行わないベンチャーの場合はこのような対価は受け入れられ難い。特許権者が大手製薬企業である場合はリード化合物構造を知らせることにより医薬品開発で先を越されるおそれがある。

2) 機構参加者の特許の取り扱いについて

サブライセンス収入を増やすため、又は、第三者との交渉を有利に進めるためには、機構参加者の創薬ターゲット分子特許については格安で機構に実施許諾することや機構が実施許諾を受ける特許権者との交換条件（クロスライセンス）の対象にあてること等も検討すべきであろう。

3) 商業化ライセンスと研究開発ライセンスについて

機構が取り扱うのはスクリーニングを請け負う商業化のライセンスではなく、自己の研究開発のための実施に関するライセンスのみとする。

(2) ライセンス相場の形成

創薬ターゲット分子特許の実施が円滑に行われないと思われる理由の一つとして上述した通り、特許権者にライセンスを求めた場合に高額なライセンス料やリーチスルーライセンス料を要求される可能性があることが挙げられる。

この面については、実質上代替性のない上流技術の特許権のライセンス料がどの程度であるかを、例えば政府等の機関からガイドライン等を出してもらい、日本での相場を形成するようにするのも一案と考える。

そのガイドラインでは、例えば、「ロイヤルティはその実施に対するもののみであり、将来の製品に対するものを含めて高額とすることは、問題がある」等の文言を入れるよう要請する必要があるのかもしれない。

(1)は、特許法本来の目的である産業の発達に貢献する可能性が高まるという次のような利点がある。

<特許権者側>同時に複数の特許実施者から実施料が得られる可能性が高まる。実施許諾交渉の省力化に繋がる。私的独占との批判が緩和される。

<実施者側>実施許諾交渉の省力化に繋がる。同時に複数の特許権につき、より安価に許諾を受けられる可能性が高まり、結果として実施者の利益向上に結び付く。しかし、強制力がないため、許諾が受けられるか否かは特許権者の意思に依存するという問題点もある。

(2)は、ライセンス料がある程度予測できるので、どのスクリーニング方法を実施するかの決断が容易となるという利点がある。しかし、ガイドラインにどの程度の強制力を持たせることができるのか不明瞭との問題点もある。

以上、検討してきた現行特許制度下で実施可能な方法（新制度）の一番の問題点は、法的な

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

強制力のない点であると思われる。言い換えると、これらの方法においては、特許権者にライセンス許諾を拒否された場合の対抗手段がない。そのため、うまく機能させることが難しい方法（制度）であると考えられる。このことは、例えば上述したパテントプール機構について成功例といえるのがMPEG2（Moving Picture Expert Group 2）と呼ばれる画像圧縮技術に関するものぐらいであり、最近では「TOTO社と海外企業との光触媒超親水性技術に係るパテントプール制度導入の検討が行われている」¹⁰⁾程度である、ことからある程度は予想される。

したがって、創薬ターゲット分子やこれを用いる医薬品候補スクリーニング方法のような実質上代替性のない上流技術の活用の円滑化を進めるにあたっては、何らかの法的な拘束力を有するものを検討せざるを得ないのではないかと考える。

3. 2 法的強制力を有する制度の検討—現行制度の改正若しくは新設の検討

(1) 裁定実施権制度の活用

前述の推進計画には『……知的財産の円滑な利用を促進するため、特許法（試験・研究の例外規定や裁定実施権等）による対応の可能性……を含めた検討を、企業等からの具体的なニーズや国際的な議論を踏まえて2003年度に実施する。……』⁷⁾旨述べられており、知的財産の円滑な利用促進のためには裁定実施権制度を活用することも検討対象となっている。

そこで、裁定実施権制度の活用について再度見直しを行うことも提案する。

もっとも、日米合意¹¹⁾との関係及び利用関係がない特許の実施という観点から現行の特許法第92条の裁定実施権制度の活用は難しく、公共の利益のための特許法第93条の裁定も現実に実施されたことがないことを考えると、現存の裁定制度の活用は難しく、裁定実施権制度を活用す

るためには、「実質上代替性のない上流技術に関する特許権」を対象とした新たな裁定実施権制度の新設を検討する必要があるのではないかと考える。また、現存の裁定制度のように裁定を受ける手続きを煩雑及び厳格にすると、今までに裁定された例がないことからわかるように実効性がなくなる可能性がある。そこで、もっと容易に裁定がされる制度が必要であると思われる。

本制度は、実施されれば効力があると考えられるが、裁定までに時間がかかる可能性があり、制度運用によっては裁定がなされる可能性が低いという問題点がある。

(2) 新たな法定通常実施権制度の新設を伴う制度について

新たな法定通常実施権制度、即ち実質上代替性のない上流技術を用いた研究成果が出た（例えば創薬ターゲット分子を用いた医薬品候補スクリーニングにより見つかったリード化合物の最適化研究を開始する）際に上流技術の特許権者に通知することを前提として、当該上流技術特許についての法定実施権を認めるという制度を新設することにより、実質上代替性のない上流技術の円滑な実施を担保しようという考え方である。このような制度を新設すると、創薬ターゲット分子等の上流技術の速やかな実施は、特許権者により妨げられないが、ある条件で当該特許権者に対価を支払う必要が生じることになるので、権利者と実施者の双方にメリットが生じることになる、と考える。

以下に、創薬ターゲット分子特許を例に本制度を応用した場合の一例を示す。

- 1) 速やかなスクリーニング実施を可能とするため、リード化合物を探索する過程までは法定通常実施権を与え（事前許諾は不要）、問題となる第三者特許の調査義務、使用の事前通知等の義務はないこととする。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 2) リード化合物が見つかり、最適化研究（リード化合物の誘導体を製造し、活性検討）で、成立した第三者特許を実施する場合は、特許権者に通知する（最適化研究と並行して通知）。（スクリーニング過程にのみ効力が及ぶ特許は、スクリーニング実施の捕捉が難しく権利行使が難しい。実施通知により特許権者は対価を請求できる相手を知ることができ、対価に関する交渉を可能とするため特許権者にもメリットが生じる。）。
- 3) 実施対価については、当事者間の交渉により、スクリーニング（リード化合物探索を含む）の実施に対する i) 一時金での対価、ii) スクリーニングの実施回数に対応させた対価、iii) 開発された医薬品売上に応じた対価等、自由に契約可能とする。一方、対価交渉で折り合いがつかない場合は、裁判所に提訴し決着をつける。
- 4) 最適化研究（リード化合物の誘導体を製造し、活性検討）で、成立した第三者創薬ターゲット分子特許を実施したが当該特許権者に通知していない場合（通知の期限を治験届提出まで、米国への治験許可申請（IND: Investigational New Drug Application）まで等と明確にする必要があると考えている）、当該特許権者による損害賠償請求が可能ばかりでなく、当然特許権侵害の罪（特許法第196条、201条）にも問われることとする。
- 5) 最適化研究と並行して実施を通知する場合は、特許権者への通知を要件として最適化研究にも法定通常実施権が与えられる。一方、実施を通知しない場合は、最適化研究に法定通常実施権が与えられないため、特許された創薬ターゲット分子の使用を侵害とする。

(3) 差し止め請求権を制限する制度の新設

現行特許制度下では、他人の特許権の無断実施行為は基本的に侵害であり、実施の差し止めの対象となる。そこで、例えば創薬ターゲット分子等の「実質上代替性のない上流技術に関する特許権」については差し止め請求権を認めない、という制度を新設することにより、実質上代替性のない上流技術の円滑な実施を担保しようというものである。

さらに具体的に述べれば、例えば医薬品等の特定の目的のために有用な化合物を選別すべく特許された創薬ターゲット分子等を使用する場合、当該特許権者の事前の許可なく自由に行なうことができるが、成果が得られた場合、例えば当該特許を用いて得られたリード化合物を基礎として開発された医薬品について厚生労働省やFDA等に申請する等の状況に至った際には、特許権者にその使用の対価を支払う必要があるという制度を新設しようというのである。

なお、このような制度を新設した場合、対価については、以下のような考え方を基礎とすることも併せて提案する。

1) 対価の支払い方法

以下の二つの方式から、申し入れを行った者及び特許権者の話し合いにより選択できるものとする。

- i) 実施対応型支払い方式：特許された創薬ターゲット分子を用いたスクリーニング等を行うこと（実施）に対してなにがしかの対価を支払うという方式。〇〇円／実施としても良いし、何回実施しても〇〇円としても良い。
- ii) 成果対応型支払い形式：特許された創薬ターゲット分子を用いたスクリーニング等により選別された化合物の有用性が明確となった場合（例えば厚生労働省やFDA等に医薬品申請をするに至った場合）、あるいは商品として販売された場合になにがしかの

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

対価を支払う方式。一括払いでも売上に応じたロイヤルティ式の支払いの何れでも選択できるものとする。

なお、対価についてのトラブルが生じた場合、即ち両者の話し合いで対価について合意に至らなかった場合、第三者機関（例えば特許庁、裁判所、調停・仲裁（ADR）機構等）の制定により対価を決定するようにすればよいとも考える。

(2)及び(3)は、研究段階で、特許された実質上代替性のない上流技術実施の確保ができるという利点がある。

4. 考 察

今我々が直面している、「実質上代替性のない上流技術」に係る問題は、現在の特許制度の枠内で解決が図れる問題なのであろうか。

日本の特許制度は、「もつて産業の発達に寄与することを目的」として、将来生じるであろう様々な問題を解決するために、様々な制度（仕掛け）を法制度内に設定しておくことにより、権利と実施とのバランスをとってきた。裁定実施権（特許法第83条、同92条、同93条）や試験研究の除外（特許法第68条に対する同69条）などは、まさにその代表格といえるのではなかろうか。そして、これらは、ドイツ法を範とした一つの法体系として日本の社会制度にも馴染んできたものである。ところが、それとは本質的に異なる、権利を絶対視する米国の法制度による要求により、自らそのバランスを崩すことになった。その象徴的なものが「日米合意」¹¹⁾である。

それでは、何故、「日米合意」を締結せざるを得なかったのかを再考してみると、当初は、日米経済摩擦という、当時の事情、換言すれば、経済大国日本という牙城にこもりながら、東西冷戦時代（1989年以前）の恩恵に浸り続けていた代償を求められたものと解される。現在では、当初の状況とは大きく異なり、日米間の経済対

立の構図は薄れてきたが、代わって、先進諸国の空洞化現象（モノの製造の発展途上国への移行）により、知的財産の重要性が再認識されたことで、遅まきながら日本もプロパテント政策、換言すれば、米国追随政策をとらざるを得ない状況になったこと（米国は、ヤングレポートの時代に既に認識していた。かつてのミノルターハネウエル訴訟はその最初の例）、また、自然科学、特に様々な技術がIT技術と融合して形成された科学技術の急速な発展により、重視すべき発明対象が「モノ」から「知」へと変化してきたことが大きく働いているものと考えられる。

しかも、モノの生産が発展途上国へ流出（流失？）した原因は、ITの中核をなすコンピュータによる製造機械の制御により、誰でも、スイッチを押しさえすれば（「知」を必要とせずに）「モノ」の生産ができるようになったためといわれている。そうであれば、なおさら、IT技術とその他の技術（例えばバイオテクノロジー関連技術等）との融合した「場」ではなく、いかに「知」を守るかが最大の課題となるのは当然のことであろう。

このような点を踏まえ、上述した推進計画に於いても「実質上代替性の低い上流技術（ライフサイエンス分野の遺伝子関連技術、リサーチツール等）に関する知的財産の円滑な利用を促進するため、特許法（裁定実施権等）による対応の可能性、さらにはライセンス契約の円滑化の方策といった点についての調査研究を含めた検討」を行うことが明記されている。しかしながら、上で述べたような現在の状況、例えば米国等との国際協調、例えば裁定実施権に係る日米合意等を考慮に入れると裁定実施権制度等の有効活用が国際的な摩擦を生じさせる可能性も出てきている。言い換えれば、実質上代替性のない上流技術の一つである創薬ターゲット分子等の利用を如何に円滑に促進するかを検討する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

にあたっては、現行の特許制度の枠内での解決は難しくなっていると言わざるを得ないのではなかろうか。

「実質上代替性のない上流技術」について、今までの枠組みの中にある「もの」若しくは「方法」の中に入れてしまうという考え方自体に無理があるのであり、このようなものについては新たな権利形態を付与することを検討しても良いのではないかと考える。

5. 研究段階における他人の特許発明使用の必要性

実質上代替性のない上流技術の例として検討してきた創薬ターゲット分子等は、医薬品業界に関連するものであったが、研究開発段階での、いわゆる上流技術の活用は他の業界でも行われている。例えばPCR (Polymerase Chain Reaction) を利用したスクリーニング技術は医薬分野に限らず、飲食品、嗜好品や動植物等の幅広い分野に適用されている。したがって、公共の福祉に貢献するという医薬分野の特殊性においてやや異なるものの、本質的な問題は同じであると思われる。

また、前述の通り、大学における研究も、第三者特許を侵害しないことを確認しつつ行う必要がある、このような調査検討自体が、大学で研究を進めるにおいて、大きな弊害になることは想像に難くない。

そこで、大学及び企業における基礎研究で活用されるべき「汎用性が高いあるいは実質上代替性のない上流技術」に関しては、新たな裁定制度や法定通常実施権を設け、対価の支払いは必要とするが、事前の許可なく実施可能とする、という、円滑な研究活動を助勢する新たな制度設立を検討する必要があるのではないだろうか。

6. ま と め

今回、我々は、特許権は尊重しつつ、創薬タ

ーゲット分子やこれを用いる医薬品候補スクリーニング方法に代表される、「実質上代替性のない上流技術」に関し、少なくとも「速やかな研究（即ち、医薬品開発）が阻害されないこと」を満足する制度について検討を行い、このような制度の早急な確立は、公共の利益の面からも産業の発達の間からも非常に重要である（医薬品に関しては公共の福祉という面からの重要度が特に高い）と判断した。また、上記5.でも述べたように、主として研究段階で実施される技術、いわゆる上流技術が有効に活用され、かつ、そのような技術の特許権者にも相応の利益が得られるという制度を整備することは、産業の発展に重要なことであろう。

以上の検討が、推進計画の基本方針に則った、近い将来に設立されるであろう新制度策定の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 産業構造審議会の知的財産政策部会特許制度小委員会第7回特許戦略計画関連問題ワーキンググループ議事録
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/strategy-wg_07gijiroku.htm
- 2) 東京地裁平成11年(ワ)第15238号 大学での研究が特許法第69条第1項の「試験又は研究」に該当するか否かについての判断は示されなかった。
- 3) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ議事要旨
<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/strategy-wg07.htm>
- 4) *Madey v. Duke University*, 307 F.3d 1351 (Fed. Cir. 2002)
- 5) 特許法第1条「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」
- 6) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ配布資料
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/strategy-wg07_paper.htm

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 7) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.pdf>
- 8) 推進計画の「第1章 創造分野 2.大学等における知的財産の創造を推進する。(8)円滑な研究活動と知的財産の保護の両立を図る 2.研究における特許発明の使用を円滑化する」
- 9) 知的財産基本法第10 「知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする」
- 10) 日刊工業新聞 2004年3月3日 朝刊1面
- 11) 1994年8月16日書簡交換
- (原稿受領日 2004年5月10日)

